

競争入札参加資格審査申請の手引き

長幌上水道企業団が令和５・６年度に発注する建設工事、設計、測量、建築関係コンサルタント業務及び物品供給等（購入、製造の請負、工事関係を除く業務委託、賃貸借及び物品の売払い）に係る入札及び見積合わせ等に参加を希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

なお、資格者として名簿に登録されたことによって、必ず発注があるということではありません。

1 資格種類

(1) 建設工事 建設業法第２条第１項別表の建設工事の種類による２９工種

(2) 測量・建築関係コンサルタント業務等

- ①測量
- ②建築関係コンサルタント
- ③土木関係コンサルタント
- ④補償コンサルタント
- ⑤地質調査

(3) 物品供給等

- ①物品供給
- ②リース・レンタル
- ③役務
- ④庁舎警備・清掃
- ⑤業務委託

2 資格の有効期限 令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで

3 審査基準日 令和５年１月１日

4 受付要領

(1) 受付期間 令和５年２月１日（水）から令和５年２月１７日（金）まで【期間内必着】
時間：午前８時４５分から午後５時００分まで

(2) 受付方法 新型コロナウイルス感染症対策のため、原則郵送による申請とします。持参による申請の場合は、対面審査は行わず、受け取りのみといたします。記載内容の誤りや提出もれが無いよう、必要書類の確認をお願いします。郵送にあたっては、簡易書留やレターパックなど配達状況を追跡できる方法で提出してください。

※不備等がある場合は受理することができません。再提出による郵送期間を考慮していただき、余裕をもって申請してください。

(3) 送付住所 〒069-1334
夕張郡長沼町錦町北１丁目１３番１号
施設課施設係 [電話] 0123-82-5700

5 受理確認

受理確認（付表控）を郵送いたしますので、返信用封筒に返送先を記載し、84円切手を貼付すること。また、長幌上水道企業団独自様式で申請したものについては、様式第1号を2部作成していただき、受理印を押した1部を返送いたします。封筒が無い場合や封筒に切手が貼りついていない場合は、返信いたしませんのでご注意願います。封筒の大きさは、長形3号又は4号とします。また、審査結果通知書は通知いたしません。

6 資格要件

(1) 申請者の資格要件

次の各号に該当する者は、資格審査申請することができません。

- ① 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項（契約締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等）の規定に該当する者。
- ② 政令第167条の4第2項（不正の行為をした者等）の規定により競争入札への参加を排除されている者。
- ③ 税を滞納している者。
- ④ 営業に関し法令上必要とする許可、免許、登録等の資格を有しない者。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者や、その利益となる活動を行う者。

(2) 必要事項

○建設工事

- ① 審査基準日において、それぞれの資格に対する建設業の許可を受けてから2年以上その営業を営んでいる者。
- ② ①の許可を受けた建設業について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項 審査を受け、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けており、かつ、その結果通知の基準日（決算日）が申請時において有効期限内にあること。

○測量・建築関係コンサルタント業務等

- ① 審査基準日において、引き続き2年以上その営業を営んでいる者。
- ② 審査基準日の直前1年間に、その事業高（営業実績）がある者。
- ③ 建築設計の資格要件については、建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていることが必要です。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りではありません。
- ④ 測量の資格要件については、測量法による測量業者の登録を受けていることが必要です。

○物品供給等

- ① 審査基準日において、引き続き1年以上その営業を営んでいる者。
- ② 審査基準日の直前1年間に、その事業高（営業実績）がある者。
- ③ 商業登記簿の目的欄に希望する業種に係る事業の内容が登記されていること。
- ④ 個人の場合は営業証明書に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。（希望す

る業種の事業内容が確認できる契約書等を含む。)

(3) 誓約書

資格審査を申請するすべての申請者は、暴力団又は暴力団関係事業者該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないこと等についての誓約書を提出してください。

7 申請の方法

(1) 年間委任について

本店の代表者が支店または営業所の代表者（以下「受任者」という。）に対し、入札、見積、契約の締結、代金の請求受領等の権限を資格の有効期限を通じて委任しようとするときは、年間委任状を提出してください。

ただし、当該受任者が希望する資格に対応する許可または登録（「6 資格要件 (2) 必要事項」に掲げる要件を満たすもの。）を有していないときは、年間委任をすることができません。

(2) 申請書類等

申請書の様式は、道内市町村標準様式及び長幌上水道企業団が独自に定めた様式を使用し「別表 1」に掲げる申請書類等を一式として提出してください。

書類の作成要領として「北海道内各市町村の入札参加資格審査申請の手引」（以下「手引」という。）のほか、別表 1 の特記事項欄及び次のアからサに掲げる事項を参照してください。

道内市町村標準様式及び手引は、社団法人北海道土木協会で購入することが出来ます。また、長幌上水道企業団独自様式は、長幌上水道企業団ホームページからダウンロードしてください。

なお、長沼町と南幌町に事業所がある方については、直接企業団に来ていただいた方に限り配布いたします。

※(社)北海道土木協会HP (<http://doboku.server-shared.com/>) [電話] 011-271-3681

長幌上水道企業団HP (<http://www.nagahoro.jp/information/bidders/>)

ア 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書【様式 2】（建設業者のみ）

建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査で、通知の基準日（＝決算日）が令和 3 年 9 月 2 日以降の総合評定値（P 点）が記載されている「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出してください。長幌上水道企業団の資格審査の申請時点で経営事項審査を受けていない方は申請できません。

なお、経営事項審査の申請をした方で、まだ結果通知書を受け取っていない場合は、次の書類を提出してください。

① 受付印のある「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写し

② 「工事種類別完成工事高」の写し

ただし、結果通知書を 3 月末までに提出できない場合は申請を取り消すことがあります。

イ 工事（業務）経歴書【様式 3】（直前 2 年度分）

建設工事、測量・建築関係コンサルタント業務等および物品供給等を希望する方は、「手引」を確認のうえ事業実績等を記入してください。なお、独自に作成したもので、内容が指定様式に合致している場合はそれを使用できます。

ウ 技術者名簿【様式4】

- ① 「手引」の記載に関わらず、資格登録する営業所等に勤務する技術者及び技術職員（以下「技術職員等」という。）を記載してください。（年間委任する場合は、他の営業所、支店や本店に勤務する職員数を含めないでください。）
- ② 独自の様式で名簿（本支店の配置技術者が混在している場合を含む。）を作成したときは、資格登録する営業所等に勤務する技術職員等の氏名の欄外に○印を付けてください。

エ 代表者身分証明書または登記簿謄本【様式5・6】（申請受付日以前3ヶ月以内）

- ① 本店所在地所轄の法務局が発行する「履歴事項全部証明書」であること。
- ② 個人事業主の場合は、本籍地の市町村長が発行する「身分証明書」であること。

オ 許可・登録通知書または証明書【様式7】

○建設工事

建設業法により国土交通大臣または都道府県知事が発行する「建設業許可通知書」または「建設業許可証明書」の写し

○測量・建築関係コンサルタント業務等

- ① 測量の資格を希望する場合は、測量法により国土交通大臣が発行する「測量業者登録通知書」または「測量業者登録証明書」の写し
- ② 建築設計の資格を希望する場合は、建築士法により都道府県知事が発行する「1級、2級、または木造建築士事務所登録通知書」または「登録を証明する書面」の写し
- ③ 地質調査、建設及び補償コンサルタント登録規程により国土交通大臣が発行する「登録通知書」または「登録証明書」の写し

○物品供給等

営業に関する許可、免許、登録等を要する場合は、その写し（別紙営業許可一覧）

カ 建設業許可申請書営業所一覧表（受任者を設けた場合）

建設工事の申請で、支店、営業所等（受任先）での建設業の許可工種を確認するため、建設業許可申請書営業所一覧表の写しを必ず提出してください。

キ 営業証明書（個人事業者の場合のみ、申請受付日以前3ヶ月以内）

- ① 本籍地の市町村長が発行するもの。
- ② 営業証明書が発行されない場合は、希望する業種の営業を証する書類（契約書等）の写しを提出すること。

ク 納税証明書（申請受付日以前3ヶ月以内）

- ① 本店所在地所轄の市町村長が発行する「未納税額なし」の納税証明書であること。（年間委任の場合は、受任先の納税証明書も提出すること。）
- ② 本店所在地所轄の都道府県が課する「未納税額なし」の納税証明書であること。ただし市町村長が賦課徴収する個人都道府県民税を除いた税金とする。（個人事業者の場合は市町村民税と一括して市町村が賦課徴収しているため不要である。）
- ③ 本店所在地所轄の税務署が発行する「未納税額なし」の納税証明書（法人の場合は、法人

税、消費税及び地方消費税「その３の３」、個人事業者の場合は、所得税、消費税及び地方消費税「その３の２」）であること。

ケ 使用印鑑届 (申請受付日以前１ヶ月以内、原本提出)

実印および長幌上水道企業団との入札、見積、契約の締結、代金の請求受領等に常時使用する印鑑（実印と使用印鑑は同一でも構いません。）を押印してください。なお、受任先を設けた場合は、使用印鑑押欄には、必ず受任者の印鑑を押印してください。

コ 印鑑証明書 (申請受付日以前３ヶ月以内)

本店所在地所轄の法務局が発行する（個人事業主の場合は、代表者の本籍地の市町村長が発行するもの）印鑑証明書の原本又は、写しを提出すること。

サ 財務諸表（損益計算書等）または決算報告書 (直前２年度分)

- ① 決算期における財務諸表または決算報告書の写し（個人事業主の場合は、所得税青色申告書の写し）
- ② 建設コンサルタント、地質調査または補償コンサルタント登録の方は「国土交通大臣の確認印を受けた現況報告書」、測量業登録の方は「測量法第５５条の８第１項の規定に基づく書類」の提出が確認できれば、財務諸表または決算報告書の提出は不要となります。

(3) 代理申請について

行政書士法（昭和２６年法律第４号）の規定に基づく代理申請を行う場合、その手続きは以下のとおりとなります。なお、従来通り申請の代行（従業員や行政書士等が代表者に代わって申請書を提出すること。）とすることも可能です。

ア 申請書等への押印について、社名・代表者名の下之余白部分に申請代理人名及び連絡先電話番号を記載のうえ、代理人印を押してください。

イ 申請者本人から申請代理人への委任状（次の要件を満たした正本であること。）の提出が必要となります。

- ① 委任状の日付は申請日から３ヶ月以内であること。
- ② 委任内容及び範囲が具体的に記載してあること。
- ③ 行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）が記載されていること。
- ④ 委任者、受任者の氏名及び住所の記載があること。また、委任者印の印影は申請上の使用印鑑と同一であること。

ウ 申請書付表（様式９、１０）の実印及び使用印鑑は、申請者本人のものを押印してください。

8 変更届の提出

申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更届を提出してください（郵送可）なお変更届の様式は指定様式（「７申請の方法（２）申請書類等」参照）等を使用してください。

9 注意事項

- 1) 審査結果通知書が必要な方は、企業団では用意しておりませんので、各自で用意願います。
- 2) 申請書を審査した結果、資格に疑義のある場合や資格がないと判断された場合は、事前に電話連絡いたします。
- 3) 申請内容に変更が生じたにもかかわらず、変更届が提出されていないことが発覚した場合は、資格が取り消される場合があるため、ご注意願います。
- 4) 申請内容が虚偽による不正が発覚した場合においては、悪質行為と判断し、事前連絡することなく資格を取り消しますので、ご了承ください。

【別表1】 申請書類一覧

※建設工事及び設計等の場合（市町村標準様式を使用）

様式	書類の名称	建設工事	設計等	書類の説明
1	建設工事等入札参加資格審査申請書	○	○	
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○		コピー可
3	工事（事業）経歴書	○	○	コピー可
3の2	工事経歴書集計表	○		コピー可
4	技術者名簿	○	○	コピー可
5	代表者身分証明書	○	○	個人事業者のみ コピー可 申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの
6	登記簿謄本	○	○	法人のみ コピー可 申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの
7	許可・登録証明書	○	○	コピー可
8	建設業退職金共済組合の加入・履行証明書の写し	○		
9	建設工事入札参加資格審査申請書付表	○		建設工事希望の場合のみ
10	設計等入札参加資格審査申請書付表		○	設計等希望の場合のみ
	納税証明書（国税）	○	○	法人税、消費税及び地方消費税、所得税 コピー可
	〃 （都道府県税）	○	○	事業税、都道府県民税、固定資産税 コピー可
	〃 （市町村税）	○	○	市町村民税（法人・個人とも） コピー可
	使用印鑑届	○	○	企-様式3号 原本提出
	印鑑証明書（発行3ヶ月以内）	○	○	コピー可
	財務諸表又は決算報告書	○	○	提出時直前2年分 コピー可
	年間委任状 ※支店等に年間委任する場合	○	○	権限を委任する場合 原本提出
	委任状 ※行政書士等が代理・代行申請する場合	○	○	原本提出
	誓約書	○	○	企-様式4号 原本提出

※必ずA4ファイルに、綴じ込むこと。（A4タテ）

【別表2】 申請書類一覧

※物品購入等の場合（長幌上水道企業団標準様式を使用）

	書 類 の 名 称	法 人	個 人	組 合	書 類 の 説 明
	競争入札参加資格審査申請書	○	○	○	企-様式1号 2部（1部返信用）
	身分証明書 （市町村長の発行するもの）		○		申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの コピー可
	商業登記簿謄本 （法務局の発行するもの）	○		○	登記事項証明書を含みます コピー可 申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの
	営業証明書 （市町村長の発行するもの）		○		申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの 営業証明書が発行されない場合は、希望する 業種の営業を証する書類（契約書等）の写し
	従業員名簿		○	○	企-様式2号 代表者、役員及び常時雇用し ている従業員を記入する
	納税証明書（国税）	○	○	○	法人税、消費税及び地方消費税、所得税 コピー可
	〃 （都道府県税）	○		○	事業税、都道府県民税、固定資産税 コピー可
	〃 （市町村税）	○	○	○	市町村民税（法人・個人とも） コピー可
	損益計算書	○	○	○	審査基準日直前2年分の収支決算書
	許認可等に関する証書	○	○	○	許可、免許、登録等を要する業種を希望する 場合に提出 コピー可
	使用印鑑届	○	○	○	企-様式3号 原本提出
	印鑑登録証明書（発行3ヶ月以内）	○	○	○	コピー可
	官公需適格組合証明書 （経済産業局長の発行するもの）			○	官公需適格組合となっている場合に提出 コピー可
	年間委任状 ※支店等に年間委任する場合	○		○	権限を委任する場合 原本提出
	委任状 ※行政書士等が代理・代行申請する場合	○		○	原本提出
	誓約書	○	○	○	企-様式4号 原本提出

※必ずA4ファイルに、綴じ込むこと。（A4タテ）

【表3】 営業許可等一覧

物品の購入等

営業に必要な許可等	略 称	営業に必要な許可等	略 称
採石業者登録	採 石	動物用医薬品販売業許可	動物薬
砂利採取業者登録	砂 利	特定計量器販売事業届	計 量
火薬類販売営業許可	火 薬	家畜商免許	家 畜
肥料販売業務開始届	肥 料	指定自動車整備事業指定	指 定
農薬販売業届	農 薬	優良自動車整備事業者認定	認 定
液化石油ガス販売事業登録	液石ガス	自動車分解整備事業認証	認 証
高压ガス販売事業届	高压ガス	揮発油販売業者登録	揮発油
高度管理医療機器等販売業許可 管理医療機器販売業届 (医療用具販売業届)	医 療	石油販売業開始届 (石油製品販売業開始届)	石 油
		食品行商(販売業)登録 食品衛生法営業許可	食 品
薬局開設許可 医薬品販売業許可	医 薬	米穀の出荷又は販売事業開始届 (卸売業・小売業届出)	米 穀
特定麻薬等原料卸小売業者業務届	麻 薬	自家用自動車有償貸渡許可	賃 貸
覚せい剤原料取扱者指定	覚せい	警備業者認定証	警 備
毒物劇物販売業登録	毒劇物		